

# 文化財の被害と復旧 ～打吹玉川伝統的建造物群保存地区の調査から～

徳島大学環境防災研究センター 小川 宏樹

## 1. はじめに

### 1) 伝建地区制度とは

伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)は、昭和50年の文化財保護法の改正により制度化され、城下町や宿場町など歴史的な集落・町並みを保存するための制度である。市町村が伝統的建造物群保存地区を決定し、保存条例に基づき保存計画を定め、この内、価値が高いと判断したものを国が重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)に選定する。

重伝建地区にはH29年度7月現在、全国で115地区が選定されており、徳島では脇町南町(美馬市)、東祖谷山村落合(三好市)、出羽島(牟岐町)が選定されている。

## 2. 打吹玉川伝建地区について

### 1) 倉吉市打吹玉川地区の概要

鳥取県倉吉市の打吹玉川伝建地区は、天正年間(1573-92)に打吹城の城下として、町の骨格が形成された。江戸時代には、鳥取藩家老荒尾氏の陣屋が置かれ、水路網(玉川)が整備された(図-1)。明治以降、市街地が周辺に拡大したため、町割りや水路の改変が少ない(図-2)。

### 2) 打吹玉川伝建地区の概要

打吹玉川伝建地区は、現在の研屋町、魚町、東中町、西中町及び西町の全域並びに、堺町一丁目、新町一丁目、新町二丁目及び新町三丁目の各一部に位置する陣屋跡の北側の南北200m、東西600mの範囲9.2haが指定されている。重伝建には、平成10年12月に指定され、平成22年12月に現在の範囲に拡大した。選定基準として、伝統建造物群が全体として意匠的に優秀であることが挙げられる。加えて平成19年には、美しい日本の歴史的風土100選にも選定されている。

この地区の伝統的な建築物は、主屋・土蔵・離れ・付属屋・裏門倉で構成され、建物構造はつし二階建もしくは二階建の切妻屋根・平入となっている。これらの建造物の建築年代の構成は、江戸末期数棟、明治中期3割、大正期2割、昭和前期2割となっている。その他工作物として、玉川沿いの白壁の土蔵群や石橋も指定されている。なお、伝統的な建築物と工作物を併せて「特定物件」と称する。

平成28年3月現在、地区内人口511人・世帯数240世帯に対して、伝統的建造物数は412件(建築物346件、工作物66件)がある。この内、所有者が保存に同意した物(以下、特定物件)は346件が指定されている。重伝建制度では、伝建地区内の特定物件に対し国や自治体の補助により修理が行われ、打吹玉川地区では、これまでに92件の修理が行われている(進捗率27%)。この他にも、特定物件以外の建造物で外観を修景した物が23件ある



図-1 倉吉侍屋敷町家絵図(1789-1801頃)  
(倉吉市教育委員会提供)



図-2 現在の打吹玉川地区の様子  
(倉吉市教育委員会提供)

### 3. 打吹玉川伝建地区の被害と災害対応

#### 1) 平成28年鳥取県中部地震による被害

平成28鳥取県中部地震では、倉吉市で震度6弱(M6.6)の揺れを観測した。この地震の特徴として、周期0.4秒前後の単周期の揺れが卓越していた。このため、木造家屋の倒壊に結びつく1~2秒の成分が小さかったことで、屋根瓦等の小構造物の被害が多い一方、家屋の倒壊は少なかった(写真-1)。

打吹玉川地区の建造物の被害について、建築物の被害は、特定物件214棟、非特定物件148棟であった。さらに、工作物の被害は、特定工作物12件、非特定工作物5件であった。



写真-1 被害の様子

#### 2) 倉吉市教育委員会での災害対応

伝建地区にの文化財に対する災害対応は、主に教育委員会が対応する。本調査では、平成29年6月30日に倉吉市教育委員会に対し、平成28鳥取県中部地震への対応に関するヒアリング調査を実施した(表-1)。

発災直後の初動対応として、職員により伝建地区の被害の概要把握が行われた。被害状況の把握が終わった1週間後あたりから、地域住民への対応が開始され、説明会、修理相談が行われた。また、建築の専門家である建築士やヘリテージマネージャー(文化財建築の専門家)との協力し、調査やとりまとめが行われた。

さらに被災建造物に対する直接的な業務以外にも、特定物件の修理に必要な人的資源や予算を確保するため、文化庁、内閣府、県への対応調査の同行や、補助金申請などの業務も行われた。

#### 4. まとめ

本調査を通じた、文化財建築物(群)の防災と復旧・復興に対する知見は以下の通りである、

- ① 通常の伝建修理の重要性：伝建修理で耐震工事を行った物件は被害が少なかった。
- ② 日常の地区住民とのコミュニケーション：伝建制度の周知が、迅速な修理を補助制度の説明につながった。
- ③ 専門家とのコミュニケーション：建築物の被害状況を把握する必要があることから、調査を実施するため、建築士、ヘリテージマネージャーといった建築の専門家との協力が不可欠であった。
- ④ 特定物件の台帳整備：特定物件に指定することで、事前に建物の図面が整備できる。予め図面を作成していた物件では、迅速な調査、修理対応ができた。

表-1 平成28鳥取県中部地震における倉吉市教育委員会の災害対応

対応時期	主な業務	具体的内容
地震発生時~1日目	・被害の概要把握	・待機解除後、調査 ・博物館の支援
1日目~1週間	・被害の概要把握 ・文化庁協議、現地指導 ・県への調査協力依頼	・建築士との現地確認 ・住民説明会準備 ・マスコミ対応 ・10月補正予算対応
1週間~1ヶ月	・内閣府調査、文化庁調査 ・住民説明会、修理相談対応 ・ヘリテージ調査	・国の調査への同行 ・住民への修理相談 ・被害報告書の作成
1ヶ月~	・補助金申請説明会 ・国費申請準備	・住民へ調査結果の返送 ・住民、業者への補助金申請の説明会 ・国の補助金申請